

財務省告示第二百六十二号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年七月三十一日

財務大臣 尾身 幸次

（別表）

合計	個人向け利付 国庫債券（変 動・十年）			個人向け利付 国庫債券（固 定・五年）		国債の名称	記号	額面金額の 総額	買入価額の総額
	第十七回	第十五回	第十三回	第五回	第三回	第一回			
五百十三億千 六百七十万円	十三億五百五 十六万円	九億九千六百 五十八万円	四百五十四億 六千七百六十 二万円	十四億四千六 百三十二万円	八億五千五百 二十二万円	十二億四千四 百七十七万円		十二億三千二百五 十九万九千三百四 円	五百零八億八千二百 四十五万二千九十 八円
	十三億五百二十三 万三千六百十三円	九億八千八百八十 万二千八百九十一 円	四百五十億六千二 百九十五万八千六 百一十一円	十四億四千五百七 十八万六千五百六 十六円	八億四千七百七万 千百十三円				